

## 液化石油ガス料金 平成 29 年 10 月検針分

## ■ 料金表

## 湖陽住宅団地

	1カ月の ご使用量	基本料金 【1カ月につき】	10月分 従量料金 【1m <sup>3</sup> につき】	(参考) 9月分 従量料金 【1m <sup>3</sup> につき】
A	0~8.0m <sup>3</sup>	712.8000円 (660.00円)	428.2200円 (396.50円)	434.6136円 (402.42円)
B	8.1m <sup>3</sup> ~	791.4240円 (732.80円)	418.3920円 (387.40円)	424.7856円 (393.32円)

( ) 内は消費税等相当額加算前

## 瑞樹団地

	1カ月の ご使用量	基本料金 【1カ月につき】	10月分 従量料金 【1m <sup>3</sup> につき】	(参考) 9月分 従量料金 【1m <sup>3</sup> につき】
A	0~8.0m <sup>3</sup>	712.8000円 (660.00円)	408.5100円 (378.25円)	414.9036円 (384.17円)
B	8.1m <sup>3</sup> ~	791.4240円 (732.80円)	398.6820円 (369.15円)	405.0756円 (375.07円)

( ) 内は消費税等相当額加算前

## 南森本

	1カ月の ご使用量	基本料金 【1カ月につき】	10月分 従量料金 【1m <sup>3</sup> につき】	(参考) 9月分 従量料金 【1m <sup>3</sup> につき】
A	0~8.0m <sup>3</sup>	712.8000円 (660.00円)	412.7328円 (382.16円)	419.1264円 (388.08円)
B	8.1m <sup>3</sup> ~	791.4240円 (732.80円)	402.9048円 (373.06円)	409.2984円 (378.98円)

( ) 内は消費税等相当額加算前

## 大浦・東蚊爪

	1カ月の ご使用量	基本料金 【1カ月につき】	10月分 従量料金 【1m <sup>3</sup> につき】	(参考) 9月分 従量料金 【1m <sup>3</sup> につき】
A	0~8.0m <sup>3</sup>	712.8000円 (660.00円)	400.3128円 (370.66円)	406.7064円 (376.58円)
B	8.1m <sup>3</sup> ~	791.4240円 (732.80円)	390.4848円 (361.56円)	396.8784円 (367.48円)

( ) 内は消費税等相当額加算前

## 料金計算式

早収料金 = 基本料金 + 従量料金 × ご使用量 [円未満切り捨て]

《具体的計算例》

 湖陽住宅団地で1カ月のご使用量が10.0m<sup>3</sup>の場合 (「湖陽住宅団地」の「料金表B」が適用されます)

 早収料金 = 732.8円 + 387.4円 × 10 m<sup>3</sup> = 4,606円 [円未満切り捨て]

→ ご請求額 (消費税込み) 4,974円

液化石油ガス料金 平成 29 年 10 月検針分

■ 原料価格の変動状況

(1)平均原料価格の実績

	29年5月～29年7月 (10月検針分に適用)	29年4月～29年6月 (9月検針分に適用)
平均原料価格	48,010円/ト	50,870円/ト
LPG (プロパン) 平均輸入価格 (貿易統計値)	48,010円/ト	50,870円/ト
基準平均原料価格 <sup>※</sup>	86,340円/ト	

※ 料金改定時に設定した原料価格 (本市は平成26年9～11月の3ヶ月間の平均値)

(2)1m<sup>3</sup>あたりの単位料金調整額の算定方法

①原料価格変動額の算定

48,010円/ト (平均原料価格) - 86,340円/ト (基準平均原料価格) = ▲38,300円/ト [100円未満切捨て]

②1m<sup>3</sup>あたりの単位料金調整額の算定 (消費税抜き)

▲38,300円/ト (原料価格変動額) / 100円 × 0.204 <sup>※1</sup> = ▲78.14円/m<sup>3</sup> <sup>※2</sup>

※1 変動額100円につき単位料金を1m<sup>3</sup>あたり0.204円調整

※2 マイナス調整の時は小数第3位を切り上げし、プラス調整の時は小数第3位を切り捨てる

(3)1m<sup>3</sup>あたりの単位料金調整額の比較 (対前月/税抜き)

平成29年10月分 調整額(A)	平成29年9月分 調整額(B)	差額(A) - (B)
▲78.14円/m <sup>3</sup>	▲72.22円/m <sup>3</sup>	▲5.92円/m <sup>3</sup>

(4)平均的なガス使用量のご家庭 (10m<sup>3</sup>/月<sup>※</sup>) における影響額 (一般料金: 税込)

地区	平成29年10月分 適用料金 (A)	平成29年9月分 適用料金 (B)	影響額 (A) - (B)
湖陽住宅団地	4,974円	5,039円	▲65円
瑞樹団地	4,777円	4,841円	▲64円
南森本	4,820円	4,883円	▲63円
大浦・東蚊爪	4,695円	4,759円	▲64円

※ 10m<sup>3</sup>/月は、家庭用のお客さま1件あたりでの平均ガス使用量

(平均ガス使用量は、平成18年度～平成22年度の5カ年平均により算定しています)